

氷見市社会福祉協議会 訪問介護事業



目的 住み慣れたご自宅で可能な限り安心して暮らし続けられるように、ホームヘルパーがご自宅を訪問し、利用者さんの自立を支援しながら身体介護・生活援助等日常生活上のお世話をします。

沿革とスタートの経緯

- 平成 5 年～ ホームヘルプサービス事業の開始
(役所からの委託事業としてスタートする)
- 平成 5 年～16 年まで、平成 20 年～22 年まで
ホームヘルパー (2 級課程) 養成研修の開始
(修了者は 600 名以上)
- 平成 12 年～ 介護保険への参入。訪問介護事業と呼び名が変わる
24 時間 365 日、年中無休の体制を整える。
(市民の生活を支えるサービスのため)
- 平成 15 年～ サービス提供責任者を配置し現在の形になる

意義

氷見市民のため
市民の生活を支えるサービス
安心して任せられるサービスや人材育成
法令遵守や心のこもったサービス

— ニーズに応える
— 他の手本となるように

事業概要

- ☆ 訪問介護事業
- ・ 身体介護・・・直接身体に触れて行なわれる援助
(オムツ交換、清拭、入浴介助、着替えなど)
 - ・ 生活援助・・・本人が家事を行なうことが困難な場合に行なわれる援助 (掃除、洗濯、調理、買い物など)
 - ・ 通院等乗降介助・・・寝たきりや車椅子利用の方が安心して通院出来るように自宅と病院間の送迎を行い、その乗り降りを介助する。

☆ 介護予防訪問介護事業

- ・ 介護予防を目的とした介護や身の周りの世話が受けられる。
- ・ 予防に向けた自立支援のため、一緒に行なうことが基本となる。
- ・

☆ その他

- ・ 障害者ホームヘルプサービス（同行援護含む）
- ・ ほっとヘルプサービス

☆ サービスの流れ

- ・ ケアマネージャーが立てたケアプランをもとに、サービス提供責任者が訪問介護計画を作ります
- ・ ヘルパーは訪問介護計画に基づいて援助を行います
- ・ 援助後は利用者宅で記録を記入し、確認印をいただきます
- ・ ヘルパーさんは日々の援助で状態の変化や気付いたことなどがあれば、速やかにサービス提供責任者に報告します
- ・ 報告をもとにケアマネージャーや他のサービス事業所、また医療関係とも連携し、利用者を支えていきます。

☆ ヘルパーについて

- ・ 登録制をとっていて、直行直帰型
- ・ 月に1回の従事者研修を10年以上前から行っており、常に資質向上に努めています
- ・ 利用者さんの自立を支援するため、信頼関係を築いた上で、手を出しすぎない援助を心がけています

料金

- ・ 介護予防ホームヘルプサービス自己負担金 （単位：円）

	1ヶ月当たりの利用料金 （単位：円）			
	介護費	介護保険給付額	自己負担金	介護職員処遇改善加算 I
週1回程度	11.680	10.512	1,168	介護保険請求額の8.6% (四捨五入)
週2回程度	23.350	21.015	2,335	
週3回以上	37.040	33.336	3,704	
初回加算	2,000	1,800	200	
当日キャンセル			750	

・訪問介護ホームヘルプサービス自己負担金

(単位：円)

	時間	基本金額 (8:00~18:00)	初回加算	介護職員処遇改善 加算 I
身 体 介 護 (変更なし)	30分未満	245	200	介護保険請求額 の 8.6% (四捨五入)
	1時間未満	388		
	1時間以上	564		
	30分増すごと	80		
	緊急時加算1回	100		
生 活 援 助	20分以上	183	200	
	45分以上	225		
身 体 生 活 (身体介護の単 位に加算する)	20分以上	67		
	45分以上	134		
	70分以上	201		
通院等乗降介助	1回につき	97		